経済産業省

令和８年11月24日（火）
物流効率化法説明会（定期報告）

# 物流効率化法の施行状況について

経済産業省 商務・サービスグループ

物流企画室

# Ⅰ．物流効率化法の施行状況

# Ⅱ．調査・公表等について（ご協力のお願い）

# 荷主・物流事業者に対する規制的措置（物流効率化法）

荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

## すべての事業者

○**荷主**＊（発荷主、着荷主）・ **物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

＊元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

## 一定規模以上の事業者

○上記の事業者のうち一定規模以上のものを特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、物流効率化の取組の実施状況が判断基準に照らして著しく不十分である場合、**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には、**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】

| 取り組むべき措置 | 判断基準（取組の例） |
|---|---|
| 荷待ち時間の短縮 | 適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入　等 |
| 荷役等時間の短縮 | パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善　等 |
| 積載効率の向上等 | 余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約　等 |

【荷主等が取り組むべき措置の例】



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

# 荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント　※2025年４月１日施行

＜荷主・物流事業者の判断基準等＞

○**すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

## ① 積載効率の向上等

- 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- 配車システムの導入等を通じた配車・　運行計画の最適化　等



地域における配送の共同化

## ② 荷待ち時間の短縮

- トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散等

※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う

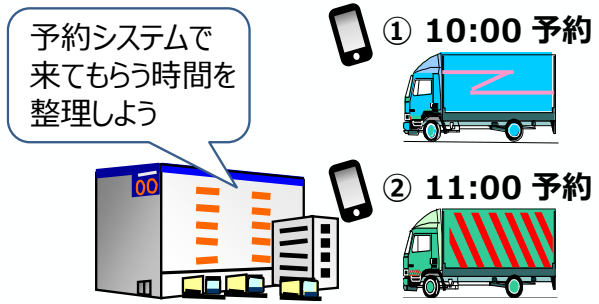


トラック予約受付システムの導入

## ③ 荷役等時間の短縮

- パレット等の輸送用器具の導入による　荷役等の効率化
- 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化　等





パレットの利用や検品の効率化

＜荷主等の取組状況に関する調査・公表＞

○荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①～③の**取組状況の把握**及び結果の**公表**。

＜物流に関係する事業者等の責務＞

○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、**運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者**についても、その**取組方針や事例等を示す**ことを検討。

# 特定事業者の指定基準等のポイント　※2026年４月１日施行

＜特定事業者の指定基準＞

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の事業者**（**特定事業者**）について、全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

| 特定荷主・特定連鎖化事業者 | 特定倉庫業者 | 特定貨物自動車運送事業者等 |
|---|---|---|
| 取扱貨物の重量　９万トン以上<br>（上位3,200社程度） | 貨物の保管量　70万トン以上<br>（上位70社程度） | 保有車両台数　150台以上<br>（上位790社程度） |

＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

**中長期計画**

○作成期間
- **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは５年に１度提出

○記載内容
（１）**実施する措置**
（２）実施する措置の**具体的な内容・目標**等
（３）実施**時期**　等

**定期報告**　**締切：2027年７月末日**

○記載内容
（１）事業者の**判断基準の遵守状況**（チェックリスト形式）
（２）判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
（３）**荷待ち時間等**の状況【荷主等】

○荷待ち時間等の状況の計測方法
- 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
- 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能　等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、改正物効法の枠組みと合わせて具体化。

＜物流統括管理者（CLO）の業務内容＞　※CLO：Chief Logistics Officer

○**物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。
- 中長期計画、定期報告等の作成
- **トラックドライバーの負荷軽減**と**トラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資**、**デジタル化**、**物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施**　等

# 今後のスケジュール【想定】

- 2024年5月15日　物流改正法　公布
- 2024年6月～11月　第１回～第４回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- **2024年11月27日**　**合同会議取りまとめ**を策定・公表
- 2025年１月・２月・３月　法律の施行①に向けた政省令の公布

---

- **2025年４月１日**　**法律の施行①**
  - 基本方針
  - 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
  - 判断基準に関する調査・公表　等
- **2025年８月**　法律の施行②に向けた政省令の公布
- **2025年秋頃**　**判断基準に関する調査等**の実施

特定事業者の指定に向け
荷　主：取扱貨物重量の把握
トラック：車両台数の把握
倉　庫：保管量の把握

---

- **2026年４月１日**　**法律の施行②**
  - 特定事業者の指定
  - 中長期計画の提出・定期報告
  - 物流統括管理者（CLO）の選任　等
- **2026年５月末**　**特定事業者の届出～指定手続**
  - →荷主は、指定後速やかに**物流統括管理者の選任届出**
- **2026年10月末**　**中長期計画の提出**　※初年度のみ。2027年度以降は７月末
- **2026年11月～12月**　**判断基準に関する調査等**の実施

定期報告に向け
・実施状況把握
・荷待ち時間等の計測

本日

---

- **2027年７月末**　**定期報告**の提出

# 特定事業者の指定状況

○物流効率化法に基づき、一定規模以上の荷主・トラック事業者・倉庫業者から届出を受け付け、各所管大臣において特定事業者として指定。
○11月４日時点の指定件数は以下のとおり。

| | 荷主・連鎖化事業者<br>※取扱貨物量９万トン以上<br>（事前想定：3,200社程度） | トラック事業者<br>※トラック保有台数150台以上<br>（事前想定：790社程度） | 倉庫業者<br>※保管量70万トン以上<br>(事前想定： 70社程度） |
|---|---|---|---|
| 指定業者件数 | 3,445社<br>第１種（発荷主）1,892社<br>第２種（着荷主）1,532社<br>連鎖化　21社<br><br>※第１種・第２種・連鎖化の重複を除いた実事業者数は2,250社 | 924社 | 55社 |

※11月４日時点

# 特定事業者の公表について

- 物流効率化法ポータルサイトや国交省、経産省HPにて、**特定事業者のリストを令和８年７月に公表**。
- 今後、指定した事業者についても、随時公表する予定。

「物流効率化法」
理解促進ポータルサイト

## 特定事業者の指定

### 特定事業者の指定について

**★特定事業者の指定に係る届出・各種計画等の提出はこちらから★**

**法第37条【貨物自動車運送事業者等】、45条【荷主】、55条【倉庫】、64条【連鎖化事業者】**

一定規模以上の特定事業者は、「特定荷主」「特定連鎖化事業者」「特定貨物自動車運送事業者等」「特定倉庫業者」として指定され、中長期的な計画の作成、物流統括管理者の選任（特定荷主及び特定連鎖化事業者のみ）、定期の報告等が義務付けられます。また、努力義務について判断基準に照らし実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施することとされています。

各事業者とも、前年度の取扱貨物の重量（第一種荷主、第二種荷主、連鎖化事業者）、輸送能力（貨物自動車運送事業者等）、保管量（倉庫業者）が指定基準値以上であるときは、事業所管大臣に届け出なければなりません。
一度届出を行い、指定されたのち、翌年度以降引き続き指定基準値以上に該当するときは、翌年度以降の届出は不要です。
また、指定基準値を下回り、再び基準値以上となることがないと明らかに認められるときは、指定の取消しの申出をすることができます。

特定事業者として指定された事業者の一覧は以下のとおりです（７月29日時点）。

- 特定第一種荷主
- 特定第二種荷主
- 特定連鎖化事業者等
- 特定貨物自動車運送事業者等
- 特定倉庫業者

なお、今後指定された事業者についても、随時公表します。

特定第一種荷主

令和８年７月29日時点

| 業種名 | 事業者名 | 主たる事業の所在地 |
|---|---|---|
| 農業、林業 | [redacted] | 岩手県 |
| 農業、林業 | | 岩手県 |
| 農業、林業 | | 茨城県 |
| 農業、林業 | | 群馬県 |
| 農業、林業 | | 東京都 |
| 農業、林業 | | 神奈川県 |
| 農業、林業 | | 新潟県 |
| 農業、林業 | | 長野県 |
| 農業、林業 | | 岐阜県 |
| 農業、林業 | | 愛知県 |
| 農業、林業 | | 広島県 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 山形県 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 福島県 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 福島県 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 栃木県 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 東京都 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 東京都 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 東京都 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 東京都 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 東京都 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 東京都 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 東京都 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 東京都 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 山梨県 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 静岡県 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 静岡県 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 愛知県 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 三重県 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 滋賀県 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 大阪府 |

# 中長期計画　②事例紹介（トラック事業者・倉庫業者）

## 提出された計画における好事例

### トラック事業者

■荷主と連携した運送の効率化

飲料メーカーである荷主と連携して配送網を再編し、**従来別々に配送していた酒類と食品の混載**を実施することで、トラック１台当たりの積載効率を向上する。

また、異業種（製造・小売・卸）の**取引先荷主４社**と連携し、**各社の輸送需要情報**を受け、**各荷主に対し４社間での共同輸配送を企画・立案できる体制を構築**する。

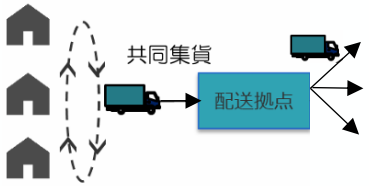


共同輸配送による積載効率の向上

### 倉庫業者

■パレット化の推進

トラックドライバーがバラ積み・バラ卸しで対応していた貨物について、倉庫での**フォークリフト荷役による効率化**を図るため、**パレットに載せた状態で納品するよう荷主への働きかけ**を実施する。



パレット・フォークリフトによる荷役

出典：第２回物流政策推進関係者会議（令和８年10月27日開催）資料３（URL）

# 中長期計画　③事例紹介（荷主）

## 提出された計画における荷主の好事例

出典：第２回物流政策推進関係者会議（令和８年10月27日開催）資料３（URL）

### 自動車部品販売会社

**■同業他社と連携した配送の共同化プロジェクト**

**同業他社と協力して、自動車販売店や整備工場への自動車部品の配送の共同化・合理化を進める**。第二段階として、共同保管を実施している同業他社とは、メーカー間で**倉庫管理システムを連携**し、**作業統一**を図ることで、物流効率化に取り組む。

着荷主と連携し、これまで配達便とは別便だった**不具合品やクレーム品の回収**についても、**帰りのトラックの空きスペースを有効活用**する。



同業他社との連携

### 印刷会社

**■物流統括管理者（CLO）を中心とした社内体制整備**

営業・製造・物流子会社が参加する**全社横断の「物流改革プロジェクト」**を立ち上げ、**物流統括管理者（CLO）に全社的な物流課題が定期的に報告される体制を整備**するとともに、**物流子会社による効率的な配車計画など、課題の改善に向けた取組の迅速な実施**に活かす。

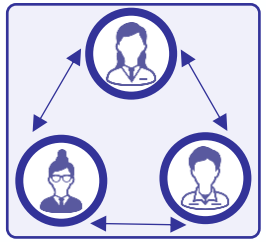
関係部門間の連携

### 食料品小売業者（スーパーマーケット）

**■リードタイムの確保・納品日時の集約・分散**

**積載率に関する独自KPIを設定**し、**一部商品のリードタイムを２倍に延ばす**とともに、**自動発注システムにより需要予測を高度化**することで**追加発注の抑制・緊急補充の削減**を図る。

**店舗への納品曜日の集約**や**納品時間の分散**に取り組むほか、取引先の**発荷主**（メーカー・卸）**に対してバラ積みからパレット化への切替えを働きかける**。


リードタイムの確保

# ポータルサイト・法律概要説明動画等について

『**「物流効率化法」理解促進ポータルサイト**』では、説明会等の情報に加えて、
- ・荷主・連鎖化事業者の判断基準等について、取り組むべき事項をより詳細に記載した**「解説書」**
- ・取り組むべき事項について優良事例を集めた**「取組事例集」**
- ・様々な物流パターンごとにどの事業者が荷主に該当するかを整理した、荷主・連鎖化事業者の**「パターン集」**
- ・特定荷主が行う必要のある手続き等をまとめた**「特定荷主の手引き」**

などの物流効率化に資する情報を発信しております。

○「物流効率化法」理解促進ポータルサイト　https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/

○加えて、**YouTubeに法律の概要を説明した動画を公表**していますので是非ご参照ください。
- ・【５分版】https://www.youtube.com/watch?v=Tnw9GTEHsf0
- ・【60秒版】https://www.youtube.com/watch?v=nzJMdVQcQoQ
- ・【30秒版】https://www.youtube.com/watch?v=uGpkVKiiSvc




ポータルサイト

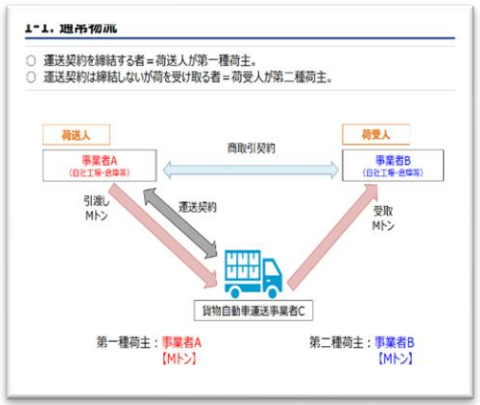


パターン集

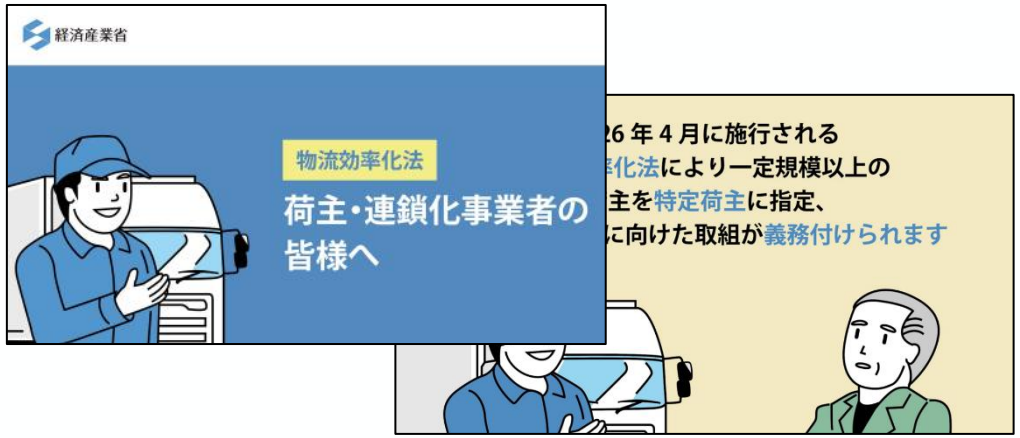


法律概要説明動画

Ⅰ．物流効率化法の施行の状況

# Ⅱ．調査・公表等について（ご協力のお願い）

# アンケートへのご協力のお願い

## 令和８年度 物流効率化に向けた荷主・物流事業者の取組状況の調査等について

### 調査の趣旨

○物流効率化法では、トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けて、必要があると認めるときは、荷主・物流事業者の努力義務に係る取組の例を示した判断基準について調査・公表を行う旨が規定されている（法第71条）。
○これを踏まえ、荷主・物流事業者における積載効率の向上等や荷待ち・荷役等時間の短縮、実効性の確保に向けた取組状況を調査し、その結果を公表することで、取組を促すとともに指導・助言等の今後の参考としている。
○あわせて、トラック事業者に対してトラックドライバーの代表的な運行を調査し、トラック運送業界の運行の実態を把握するため、「トラックドライバーの１運行当たりの平均拘束時間に関する調査」についても実施する。

### 調査の実施方法

＜対象・調査項目＞

荷　主：積載効率の向上等・荷待ち・荷役等時間の短縮・実効性の確保に向けた取組状況
トラック：積載効率の向上等・実効性の確保に向けた取組状況、主要取引先の荷主等の取組状況・事例・要望
　　代表的な運行における運転時間・荷待ち時間・荷役時間・附帯作業時間等
倉　庫：荷待ち・荷役等時間の短縮・実効性の確保に向けた取組状況、主要取引先の荷主等の取組状況・事例・要望

＜調査方法＞

荷　主：関係する業界団体からの通知により調査協力を依頼し、Webアンケートにて回答を集計
トラック：事業者宛てに案内はがきを送付し、Webアンケート及びExcel調査票にて回答を集計
倉　庫：事業者宛てに案内はがきを送付し、Webアンケートにて回答を集計

＜スケジュール＞

荷　　主：**令和８年１１月２４日～１２月１８日**
トラック・倉庫：**令和８年１１月１６日～１２月１８日**

# アンケートの設問構成（荷主・連鎖化事業者向け）

## 設問の構成（全36問）

| セクション | 主な質問項目 |
|---|---|
| **基本情報** | 事業者名・所在地・業種・品目・売上高、荷主区分、特定荷主への該当 等 |
| **取組状況（第一種荷主）** | 積載効率の向上等／荷待ち時間の短縮／荷役等時間の短縮 |
| **取組状況（第二種荷主）** | 積載効率の向上等／荷待ち時間の短縮／荷役等時間の短縮 |
| **取組状況（連鎖化事業者）** | 積載効率の向上等／荷待ち時間の短縮 等 |
| **実効性の確保** | 責任者の選任、研修、荷待ち・荷役等時間・積載効率の現況把握 等 |
| **取組全体の振り返り** | 推進した主体・実施できた理由、課題とその理由 |
| **今後の課題・ご意見** | 今後の課題、法改正を契機とした取組、物流政策へのご意見 |

該当する区分の
設問のみご回答ください。

## 事前にご確認いただきたい事項

・荷待ち時間・荷役等時間の現況
・パレットの利用状況、トラック予約受付システム等の導入状況
・積載効率の把握状況
・物流効率化の責任者の選任・研修の実施状況
・各取組の実施割合（施設・発注単位）

## 回答の流れ・期限

① 業界団体からの通知により、Webアンケートをご案内
② 共通項目＋該当する区分の項目にWebで回答
③ 回答期限：**令和８年12月18日（金）**

**お忙しいところお手数をおかけしますが、**
**ご協力のほどよろしくお願いいたします。**

# アンケートの設問構成（トラック向け）

## 設問の構成（全25問）

| セクション | 主な質問項目 |
|---|---|
| **基本情報** | 事業者名・所在地・業種・品目・資本金、特定貨物事業者への該当 等 |
| **取組状況** | 積載効率の向上等 |
| **実効性の確保** | 積載効率の現況把握、荷主への提案、事業者間連携 等 |
| **取組全体の振り返り** | 推進した主体・実施できた理由、課題とその理由 |
| **今後の課題・ご意見** | 今後の課題、法改正を契機とした取組、物流政策へのご意見 |
| **主な取引先である荷主等について** | 努力義務への取組状況、荷待ち時間・荷役時間の状況 等 |

## 事前にご確認いただきたい事項

・貴社の基本情報（従業員数、資本金、運送品目等）
・物流効率化に向けた各種取組の実施状況
・物流効率化の取組に関する課題や推進要因
・主な取引先荷主（最大3社）の基本情報
・主な取引先荷主における物流効率化の取組状況
・主な取引先荷主における荷待ち時間・荷役等時間の状況

## 回答の流れ・期限

① 案内はがきの送付によりWebアンケートをご案内
② 自社の取組状況＋主な取引先荷主の状況をWebで回答
③ 回答期限：**令和８年12月18日（金）**

**お忙しいところお手数をおかけしますが、**
**ご協力のほどよろしくお願いいたします。**

# 質問項目のイメージ（抜粋）

**問14（第一種荷主：荷待ち時間の短縮）**

**第一種荷主としての荷待ち時間の短縮に向けた以下の取組について、貴社での取組状況を選択してください。（回答必須）**

| 取組 | ①<br>90%以上 | ②<br>50～90% | ③<br>0～50% | ④<br>未実施 | ⑤<br>該当なし |
|---|---|---|---|---|---|
| （1）着荷主又はトラック事業者と対話の機会を確保している | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| （2）貨物の受渡し日時を分散させている | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| （3）バース予約システムを導入している | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| （4）バース予約システム以外の方法で、トラックの到着日時を調整している | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| （5）寄託先施設で受渡し日時が分散するよう、リードタイムの確保等を行っている | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

【選択肢】①90%以上の施設又は発注で実施　②50%以上90%未満で実施　③0%超50%未満で実施
④実施していない（今後実施予定を含む）　⑤該当なし（取扱品目の性質等により実施が困難）
※設問文・選択肢は一部省略しています。実際の回答はWebアンケート画面で行います。

# （参考）令和７年度 物流効率化に向けた荷主・物流事業者の取組状況の調査概要

## 調査の目的

○**物流効率化法**では、トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けて、必要があると認めるときは、**荷主・物流事業者の努力義務に係る取組の例を示した判断基準について調査・公表を行う**旨が規定されている（法第71条）。

○これを踏まえ、**荷主・物流事業者における積載効率の向上**等や**荷待ち・荷役等時間の短縮**、**実効性の確保**に向けた**取組状況を調査**し、その**結果を公表**することで、**取組を促すとともに指導・助言等の今後の参考**とする。

## 調査の概要

＜対象・回答数＞

| 荷主・連鎖化事業者 | トラック事業者 | 倉庫業者 |
|---|---|---|
| 約1,600社 | 約6,300社 | 約1,000社 |

＜調査項目＞

| 荷主・連鎖化事業者 | トラック事業者 | 倉庫業者 |
|---|---|---|
| ● 積載効率の向上、荷待ち・荷役等時間の短縮、実効性の確保に向けた取組状況 | ● 積載効率の向上、実効性の確保に向けた取組状況<br>● 主要な取引先の荷主等の取組状況・事例・要望 | ● 荷待ち・荷役等時間の短縮、実効性の確保に向けた取組状況<br>● 主要な取引先の荷主等の取組状況・事例・要望 |

＜調査方法＞

荷主・物流事業者に対し、 案内はがきの送付、関係する業界団体からの通知により調査協力を依頼し、Webアンケートにて回答を集計。

＜調査期間＞

・トラック事業者 ：令和７年11月25日～令和７年12月24日まで
・その他 ：令和７年12月22日～令和８年１月31日まで（令和８年３月25日まで追加調査を実施）

# （参考）令和７年度の調査結果（実施率の高い取組）

○　判断基準で定める各取組の項目のうち、実施している割合が**８割以上**のものは以下のとおり。

## 荷主

### 積載効率の向上

リードタイムの確保（85%） n=1,223（第一種荷主）




貨物の出入荷量の適正化（84%） n=1,256（第一種荷主・連鎖化事業者）




関係部門間の連携の促進（83%） n=2,123（第一種荷主・第二種荷主・連鎖化事業者）




取引先企業の協議の申出への協力（84%） n=900（第二種荷主・連鎖化事業者）




### 荷待ち時間の短縮

貨物の受渡し日時の分散（80%） n=2,123（第一種荷主・第二種荷主・連鎖化事業者）

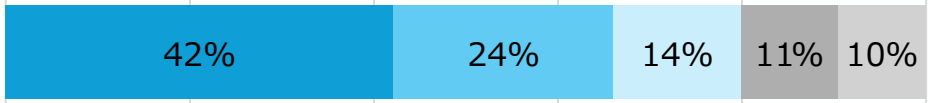


### 荷役等時間の短縮

フォークリフトや人員の適切な配置等による荷役等の効率化（81%）
n=2,090（第一種荷主・第二種荷主）




## トラック事業者

### 実効性の確保

積載効率等の取組状況・効果の適切な把握（86%） n=6,290

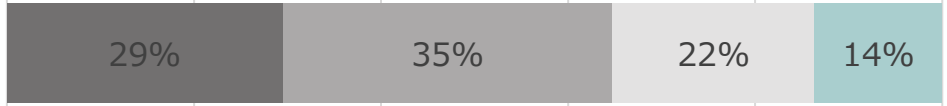


## 倉庫業者

### 実効性の確保

荷待ち・荷役等時間の取組状況・効果の適切な把握（83%） n=996




【凡例：荷主】
- ①90%以上の施設又は発注で実施している
- ②50%以上90%未満の施設又は発注で実施している
- ③０%超50%未満の施設又は発注で実施している
- ④実施していない
- ⑤該当なし

【凡例：トラック事業者】
- ①ほぼ全てで実施している
- ②大半で実施している
- ③一部で実施している
- ④実施していない

【凡例：倉庫業者】
- ①実施している
- ②一部で実施している
- ③実施していない

# （参考）令和７年度の調査結果（実施率の低い取組）

○　判断基準で定める各取組の項目のうち、実施している割合が**５割以下**のものは以下のとおり。

## 荷主

### 積載効率の向上

配車計画・運行経路の最適化（44%）　n=1,256（第一種荷主・連鎖化事業者）

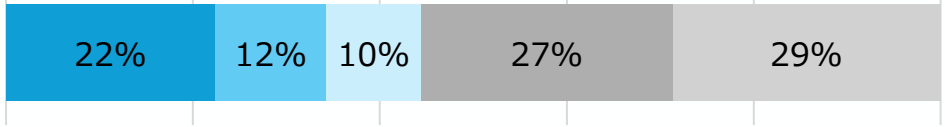


### 荷待ち時間の短縮

バース予約システムの導入（24%）　n=2,090（第一種荷主・第二種荷主）

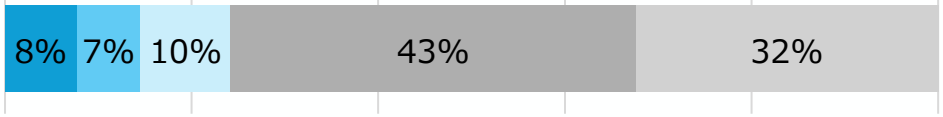


## 倉庫業者

### 荷待ち時間の短縮

バース予約システムの導入（17%）n=996




### 荷役等時間の短縮

検品の効率化（35%）　n=996

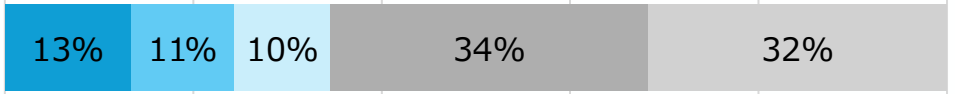


### 実効性の確保

無人搬送車の導入等による作業の効率化（12%）n=996




## トラック事業者

### 積載効率の向上

荷主等との協議による配送の共同化（48%）　n=6,290




配車システムの導入等による配車計画・運行経路の最適化（46%）　n=6,290




【凡例：荷主】

- ①90%以上の施設又は発注で実施している
- ②50%以上90%未満の施設又は発注で実施している
- ③０%超50%未満の施設又は発注で実施している
- ④実施していない
- ⑤該当なし

【凡例：トラック事業者】

- ①ほぼ全てで実施している
- ②大半で実施している
- ③一部で実施している
- ④実施していない

【凡例：倉庫業者】

- ①実施している
- ②一部で実施している
- ③実施していない

# （参考）令和７年度の調査結果（取組の実施状況・事業者からの具体的な意見）

## 取組の実施状況

○**荷主**については、**積載効率の向上**等に向けた「積合せや帰り荷の確保等を行うための時間確保」（85%)や「関係部門間の連携」（83%）などの**取組の実施が進展**している。

○**物流事業者**（トラック事業者・倉庫業者）は、「積載効率等の取組状況・効果の適切な把握」など事業者が**単独で取り組むことのできる項目は実施率が高い傾向**にあるものの、「荷主等との協議による配送の共同化」「データの標準化等による多様な主体との連携の円滑化」といった**関係者との連携を要する取組**や、「バース予約システムの導入」などの**設備投資を伴う取組**については、**実施率が低い水準**にとどまっている。

○また、「物流効率化の取組に関する**責任者の選任**」については、荷主・物流事業者ともに実施率が**約６割**となっている。

## 回答のあった事業者からの具体的な意見

【凡例】○：良い事例、▲：問題のある事例

○ 予約システム導入や積込時間の共有、伝票事前準備により、**荷待ちゼロ化とドライバーの時間活用**が進んでいる。

○ パレット化やフォークリフト活用が進み**積載効率と荷役速度が向上し、ドライバー負担が軽減**している。

○ 予約システムを導入し、**着車時間の見える化と関係者間での迅速な情報共有**を着実に進めている。

○ **改正物流効率化法に対応する荷主の交渉窓口が整備**され、運行や運賃の協議機会が増え、双方で改善提案を行える環境が整いつつある。

▲ 手積み・手降ろしやパレット養生不足など荷姿改善が進まず、未だに**荷待ち5時間超も発生している**現場がある。

▲ バラ貨物での手降ろしを求められる事例があり、パレット化の遅れが**作業負荷と安全リスク**を高めている。

▲ 荷主・卸先の都合による制約や急変更が多く、**付帯作業や仕分けの負担が運送側に偏り適正対価を得られていない。**

▲ 段取り不足や工場内分散配置により積込開始が遅れ、**ピーク集中・月前半偏重など計画性の欠如**が深刻化している。

# トラックドライバーの１運行当たりの平均拘束時間に関する調査結果

**【調査概要】**

○調査対象：一般貨物自動車運送事業のうち実運送を行う事業者

○調査期間：2025年11月25日から同年12月24日まで

○調査内容：2025年４月から同年８月までの通常期における代表的な１日の運行について、主に以下の項目を調査
①運転時間、②荷待ち時間、③荷役時間、④附帯作業時間、⑤点検・点呼に要した時間、⑥休憩時間

**【調査結果概要】**

○　今回、**トラックドライバーの１運行当たりの平均拘束時間**は**10時間13分**であり、**荷待ち・荷役等時間**は**２時間２分**であった。

○　今回調査（2025年度）では、前回調査（2024年度）と比較して、運転時間は横ばいながら、平均拘束時間が**大幅に減少**した**（▲１時間33分）**。その主な要因としては、**荷待ち・荷役等が減少（▲１時間16分）**したこととなっている。

○　2025年４月から**改正物流効率化法が施行**され、荷主・物流事業者に対して、**荷待ち・荷役等時間の短縮などの努力義務**を課されており、各主体がその履行に努めていることが寄与しているものと思われる。

○　国としては、改正物流効率化法に基づく基本方針において**１運行の荷待ち・荷役等時間を２時間以内**にする目標を掲げているところ、個別には長い荷待ち・荷役等時間が発生しているケースがあることも踏まえ、**目標が安定的に達成され、さらに短縮されるよう、引き続き取り組んでいく。**

＜トラックドライバーの１運行当たりの平均拘束時間とその内訳＞

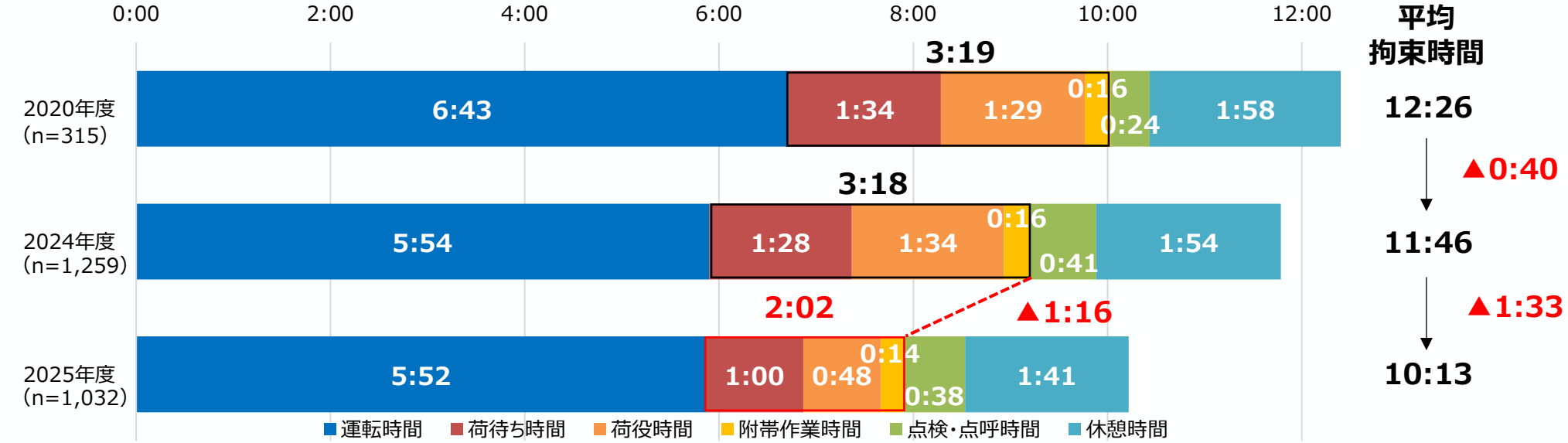

ご清聴、ありがとうございました。